

各 所 属 長 殿

健康管理センター長
〔産業医〕
〔ストレスチェックの実施者〕

平成29年度ストレスチェックに係る面接指導申出の勧奨について（通知）

このことについて、さきに平成29年9月19日付けでストレスチェックの個人結果を配布し、面接指導の申出方法等を通知したところですが、面接指導申出の勧奨として、再度、面接指導等の受付を実施します。

については、下記のとおりストレスチェックの結果に応じて、希望により面接指導又は健康相談を受けることができますので、貴所属職員への周知をよろしくお願いいたします。

なお、本通知は、所属における面接指導又は健康相談の対象者の有無にかかわらず、全所属に配布しています。

記

1 面接指導又は健康相談の対象者の確認方法

別紙「ストレスチェック個人結果別記載内容・対応表」のとおりストレスチェックの個人結果の「総合判定」欄に記載されています。

2 産業医による面接指導

(1) 対象者	ストレスチェックの結果「高ストレス者」に該当した者のうち、 <u>産業医が面接指導を受ける必要があると認めた者</u>
(2) 申出方法	別紙「面接指導申出書（様式1）」に必要事項を記入し、押印の上、「4 書類の提出」のとおり提出してください。
(3) 注意事項	<p>① 法人にストレスチェックの結果を提供することに同意しない場合であっても、面接指導を申し出た場合は、同意したものとして取り扱います。</p> <p>② 法人にストレスチェックの結果を提供することに同意しないが、ストレスチェックの結果について相談したい場合は、「3 保健師による健康相談」のとおり健康相談を申し込んでください。</p> <p>③ 産業医は、法人に面接指導結果を報告します。その結果、法人が必要であると認めたときは、就業上の措置が講じられる場合があります。</p> <p>④ 面接指導を申し出た職員に対して、法人が不利益な取扱いをすることは、関係法令により固く禁止されています。</p>

3 保健師による健康相談

(1) 対象者	ストレスチェックの結果、「高ストレス者」に該当した者
(2) 申込方法	別紙「健康相談申込書（様式2）」に必要事項を記入し、押印の上、「4 書類の提出」のとおり提出してください。
(3) その他	健康相談の内容については、秘密が守られ、保健師及び産業医が共有し、職員の健康の確保に必要な範囲を超えて、法人に提供されません。

4 書類の提出

(1) 提出期限	平成29年11月24日（金）
(2) 提出先	<p>① 健康管理センターのボックス（病院管理課内又は大学本部棟2階学長室横）</p> <p>② 健康管理センター事務室（教育研修棟1階）</p>

5 その他

面接指導申出書（様式1）」及び「健康相談申込書（様式2）」は、次のURLから取得できます。

<http://hcc.naramed-u.ac.jp/>（健康管理センターのホームページ）

[担当]
健康管理センター
西岡（内線2198）
（ストレスチェックの実施事務従事者）